

菊名駅自転車駐車場における不正行為について

1 概 要

横浜市営自転車駐車場管理運営業務委託を受託している横浜市 S & C パーキング共同事業体（以下「S & C」という。）の菊名駅自転車駐車場において、同社雇用の複数の整理員が後払い整理料の一部を着服していた事実が判明しました。

※ 後払い整理料：自転車駐車場の一時利用車が早朝・深夜等の整理員不在時（整理員配置時間は、6時30分～20時）に入場した場合に札を付け、後で徴収する手数料のこと。

[参考] 一時利用料：自転車 80円、 バイク 100円

2 経 過

3月17日（水）

S & C より、菊名駅自転車駐車場の整理員の異動に関する面談を実施した際に、内部告発があり、後払い整理料の取扱いについて業務上横領の疑いが生じたとの報告があったため、詳細な事実関係の確認を指示しました。

3月29日（月）

S & C 及び東部、西部区域を受託している（財）横浜市交通安全協会（以下「安全協会」という。）と今後の具体的な監査方法の確認を行いました。

4月7日（水）

S & C 及び安全協会と今後の改善策を協議するとともに、全自転車駐車場を対象に立ち入り監査を実施するよう指示しました。

4月20日（火）～4月30日（金）

横浜市、S & C 及び安全協会が全自転車駐車場（227箇所）に抜き打ちの立ち入り監査を実施しました。調査内容としては現金、帳票の管理処理方法の確認の他、整理員（235名）に対する事情聴取を実施しました。

（裏面あり）

5月7日（金）

安全協会より監査結果の報告があり、同協会が受託している自転車駐車場では、業務上横領は確認されませんでした。

5月11日（火）

S & Cより監査結果の報告があり、菊名駅自転車駐車場において、同社が雇用している整理員が、後払い整理料の一部を着服していた事実が判明しました。

なお、同社が受託した北部及び南部区域の他の自転車駐車場では、業務上横領は確認されませんでした。

3 不正金額 319,400円

4 発生原因

管理事務所で使用する後払い札に通し番号がなく、実際に徴収した金額を帳簿に記載しなかったとしても確認する方法がなく管理体制が不十分であったことが原因です。

5 再発防止策

再発防止策として自転車に貼り付ける後払い札に通し番号を付けて管理する方法を既に実施しました。

また、受託業者に対しては、指導・監督をより一層強化するとともに、自転車駐車場に対する監査を年2回以上行うことや整理員に対する研修の充実など体制の強化を図り、適正な管理運営を行うことを再度徹底します。

なお、不正金額については、後日、S & Cに弁済させます。